

日進市自治基本条例

検証関係課一覧



=今回検証条文

章	項目	条文		関係課			
前文	前文			企画政策課	市民協働課		
第1章 総則	(目的)	第1条		企画政策課			
	(条例の位置づけ)	第2条		企画政策課	総務課		
	(定義)	第3条	第1号	企画政策課	市民協働課		
			第2号				
			第3号				
第4号							
第2章 自治の基本原則	(自治の基本原則)	第4条	第1号	市民協働課			
			第2号		地域福祉課		
			第3号	企画政策課			
			第4号	市民協働課			
			第5号	企画政策課			
			第6号	市民協働課			
			第7号	秘書広報課			
第3章 市民の権利	(個人の尊厳)	第5条		市民協働課	地域福祉課		
	(平和的生存権)	第6条		危機管理課	生活安全課		
	(環境権)	第7条		環境課			
	(知る権利)	第8条		総務課			
	(個人情報保護)	第9条		総務課			
	(権利の尊重)	第10条		地域福祉課	危機管理課		
第4章 市民、市議会 及び市長等の 役割と責務	(市民の役割と責務)	第11条	第1項	環境課			
			第2項	秘書広報課	市民協働課		
			第3項	財政課	税務課	収納課	
	(市議会の役割と責務)	第12条	第1項	議会			
			第2項	(議事課)			
	(市長の役割と責務)	第13条	第1項	企画政策課			
			第2項				
			第3項	人事課			
	(市職員の役割と責務)	第14条	第1項	人事課			
			第2項				
第5章 参加と協働	(市民参加)	第15条	第1項	市民協働課			
			第2項	子育て支援課			
			第3項				
			第4項	市民協働課			
			第5項				
	(市民自治活動)	第16条	第1項	市民協働課			
			第2項				
			第3項				
			第4項		地域福祉課	生涯学習課	
			第5項				
	(連携)	第17条	第1項	市民協働課			
第2項			企画政策課	市民協働課			

章	項目	条文	関係課			
第6章 市政の組織 及び運営	(柔軟な組織の形成)	第18条	企画政策課			
	(市民本位の市政運営)	第19条	情報広報課	企画政策課		
	(計画的な市政運営)	第20条	企画政策課			
	(開かれた市政運営)	第21条	第1項	行政課		
			第2項			
	(個人情報の適切な取扱い)	第22条	第1項	行政課		
			第2項			
	(適切な行政手続)	第23条	第1項	行政課		
			第2項			
	(財政)	第24条	第1項	財政政策課		
第2項						
第3項						
(行政評価)	第25条	第1項	企画政策課			
		第2項				
第7章 住民投票	(住民投票)	第26条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
			第4項			
第8章 条例の遵守等	(条例の遵守)	第27条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
	(条例の見直し)	第28条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
(委任)	第29条	企画政策課				

日進市自治基本条例検証シート

前文

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。</p> <p>また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。</p> <p>わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、<u>わたしたち市民は、</u>人権を大切にす差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応など<u>そのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。(1)</u></p> <p>今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。</p> <p>そのためには、<u>市民一人ひとりが、</u>自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、<u>自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。(2)</u></p> <p><u>わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。(3)</u></p>
----	--

解説	<p>法令における「前文」とは、その法令の制定の趣旨や目的、基本理念などを述べたもので、各条文の解釈基準となるものです。前文は、特に重要な基本となる法令に置かれることが多く、日進市の条例では、これまでに日進市環境まちづくり基本条例（平成17年1月1日施行）に見ることができます。</p> <p>2000年（平成12年）4月の地方分権一括法の施行を機とする地方分権時代の到来により、自治体運営には、以前にも増して自己決定、自己責任が問われるようになりました。また、行政に限定されない公共のエリアとしての「新たな公共」を担う市民の活動も活発となり、市民が自主的に地域や市政に関わりを持つようになってきました。このような背景のなか、日進市は、国や県との適切な役割分担のもと、市民参加、協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざし、自治基本条例を制定しました。</p>
----	---

企画政策課・市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

性質別条文分類

ア 市民が課題に対して積極的かつ主体的に取り組むこと

第11条（市民の役割と責務）

第15条（市民参加）

第16条（市民自治活動）

第17条（連携）

第26条（住民投票）

※主に市民の役割について記載がある条文。

イ 市民主体の自治の精神を共有すること

第3条（定義）

第5条（個人の尊厳）

第6条（平和的生存権）

第7条（環境権）

第8条（知る権利）

第9条（個人情報保護）

第10条（権利の尊重）

第12条（市議会の役割と責務）

第13条（市長の役割と責務）

第14条（市職員の役割と責務）

第18条（柔軟な組織の形成）

第20条（計画的な市政運営）

第21条（開かれた市政運営）

第22条（個人情報の適切な取扱い）

第23条（適切な行政手続）

第24条（財政）

第29条（委任）

※主に自治の精神の具体的内容や行政等の役割について記載がある条文。

ウ 市議会や市の執行機関と協働すること

第1条（目的）

第2条（条例の位置づけ）

第4条（自治の基本原則）

第19条（市民本位の市政運営）

第25条（行政評価）

第27条（条例の遵守）

第28条（条例の見直し）

※主に市民協働について記載がある条文。

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

（1）市民が課題に対して積極的かつ主体的に取り組むこと

- 市民自治活動の活動支援を行っています。
- 行政の活動を市民に伝えられるよう、市政情報を発信しています。
- 大学連携や企業連携を行うことで、多様な市民自治活動が行える環境を整備しています。
- 市民参加手続を実施することで、市政へ参画する機会を設けています。
- 大学連携や企業連携を行うことで、多様な市民自治活動が行える環境を整備しています。
- 日進市自治基本条例の認知度が低いため、市民に主旨を伝える施策が必要です。
- 行政からの情報発信は、より広く多くの人に伝わる手段の検討が必要です。
- 課題を発信することや課題に対して取組を行うことが困難な市民を援助する仕組みの検討が必要です。

（2）市民主体の自治の精神を共有すること

- 市民主体の自治の精神を具体的に定義し、内容の周知や実現に取り組んでいます。
- 日進市自治基本条例に定義された役割を意識し、総合計画等に基づいた市政を行っています。
- 市民主体の自治の精神を引き続き、定着する取組が必要です。
- 市民主体の自治において求められる具体的な内容は、情勢によって変化するため、その時々で適切な施策を行う必要があります。

（3）市議会や市の執行機関と協働すること

- 市民参加手続や具体の事業において、協働を行っています。
- にぎわい交流館登録団体以外の活動状況を理解する必要があります。

4 今後の方向性

(1) 市民が課題に対して積極的かつ主体的に取り組むこと

(2) 市民主体の自治の精神を共有すること

(3) 市議会や市の執行機関と協働すること

※条例全体を通して議論をいただきたい内容のため、空欄としております。